

(別紙)

町有地売払募集要領

1 入札物件

本公告のとおり

2 応募者の資格

次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) その他町長が不相当と認める者

3 入札参加の申込み

受付期限までに提出書類により申し込むこと。

- (1) 受付期限 令和8年7月13日（月）午後5時必着
※土、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
※郵送の場合は特定記録郵便又は簡易書留によること（当日消印有効）
- (2) 受付場所 北栄町役場大栄庁舎 企画財政課
- (3) 提出書類
 - ・町有地買受申込書（様式第1号）
 - ・入札参加者の住民票及び印鑑登録証明書 ※法人の場合は法人登記簿

4 入札及び開札方法等

(1) 入札方法

郵便による入札とする。（持参も可）

- ・提出先 〒689-2292
鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場 企画財政課
- ・提出期限 令和8年7月17日（金）午後5時必着
- ・注意事項 封筒に朱書きで「公有財産売払（向山）入札書在中」と記載すること。

(2) 入札日時、場所

- ・日時 令和8年7月21日（火）午前10時 開札
- ・場所 北栄町役場大栄庁舎 企画財政課

(注意事項)

ア 入札書（様式第2号）により作成すること。

イ 入札者は、政令、北栄町財務規則（平成17年規則第42号）、公告及び本売払募集要領並びに別添土地売買契約書（案）を熟知の上、入札すること。

ウ 入札者は、前号の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

エ 入札者は、いったん提出した入札書の書換、引換又は撤回をすることはできない。

オ 入札者は、入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額はこれを改めることができない。

カ 入札、契約手続において使用する言語及び通過は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札に関して不正のあった者の入札

ウ 入札書の記載事項が不明なもの又は記名若しくは押印のない入札書による入札

エ 同一の物件に2通以上の入札をしたもの

オ 提出期限を過ぎてからの入札

カ その他入札要領において無効とするもの

(4) 開札

4 (2) の日時に、直ちに開札を行う。開札の結果、北栄町の最低売払価格以上の最高額の入札をした者をもって落札者とする。(入札結果は、入札者全員へ後日通知する)

※入札結果は本町WEBサイトにおいて、その契約内容(所在地、契約金額、個人、法人の区分等)を公表する場合がある。

5 契約の締結等

(1) 契約の締結

別添土地売買契約書(案)により契約を締結する。契約締結は落札者名義で行う。なお共有の場合は、共有者全員の名義で行う。

(2) 契約等の締結期限

落札した日から20日以内に契約を締結する。ただし、用途制限に該当する疑義が生じた場合など契約の締結を進めることができない事案が発生した場合は、その事案が解消した日から20日以内に契約を締結する。

(3) 売買代金の支払い

契約時に全額を一括で支払うか、契約後30日以内に支払うこと。

一括払いでない場合は、契約時に売買代金の100分の10以上に相当する額の契約保証金を支払うこと。なお、契約保証金には利息を付さない。

期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は北栄町に帰属する。

(4) 買戻しの特約

北栄町は落札者に対し契約の締結と同時に買戻特約をするものとする。買戻しの期間は契約締結から**10年間**とする。

(5) 所有権の移転

売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、現状有姿(土地の状況及び売買物件に存在する建物、工作物、樹木等がある場合はそのままの姿)で物件を引き渡すものとする。

なお、物件に越境物がある場合についても現況のまま引き渡すものとし、北栄町は、越境関係を解消するための交渉や手続きは行わない。また、契約後に越境関係が判明した場合も関与しない。

(6) 登記

所有権の移転登記は、落札者が物件の引渡し後30日以内に行い、登記完了後は登記済証の写しを北栄町に提出すること。

(7) 分筆、契約、登記に関する費用

分筆登記に係る費用、登記手続きに要する登録免許税、売買契約に係る印紙税、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

(8) かし担保責任

落札者は、契約締結後、売買物件に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(9) 危険負担

落札者は、契約締結のときから売買物件引渡しのおきまでに売買物件が、北栄町の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合には、北栄町に対して売買代金の減免を請求することができない。

6 用途制限

この物件は、次に掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団が使用する用途

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第

- 5条に規定する観察処分決定を受けた団体が使用する用途
- (4) 旧オウム真理教及びこれに類似する団体（本号にいう「団体」には、それらの団体の関係者、信者、元信者等これに準ずる者一切を含む。）が使用する用途
 - (5) 騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生し、又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途
 - (6) 上記のほか、公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

7 不落札物件の随意契約

入札者のない場合は、北栄町の定めた最低売却価格以上の買受金額を提示した申請者と、先着順で随意契約を締結する。

8 その他

この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、北栄町財務規則（平成17年規則第42号）、北栄町普通財産処分事務取扱要綱（平成24年訓令第54号）及び北栄町の指示による。

本物件は6月30日まで工事の現場事務所として利用していることから、利用期間中においては敷地内へ立入らないこと。（7月からは立入可とする）

（入札及び契約に関する事務を担当する部署）

〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町役場企画財政課財務室
（電話：0858-37-5864）